

ハイブリッド型一般乾貨物船の船体検査に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

ハイブリッド型一般乾貨物船の船体検査に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 (UR) Z7.1 では、総トン数 500 トン以上の一般乾貨物船の船体検査に関する要件が定められている。このうち、ハイブリッド型の貨物倉配置（船側部が単船側構造である貨物倉と船側部が二重船側構造である貨物倉を併せ持つ配置）の一般乾貨物船については、当該 UR への適用が不明確であったため、IACS は、当該 UR の適用が明確となるよう改め、2017 年 8 月に UR Z7.1(Rev.13)として採択した。

このため、IACS UR Z7.1(Rev.13)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

ハイブリッド型の貨物倉配置（船側部が単船側構造である貨物倉と船側部が二重船側構造である貨物倉を併せ持つ配置）の一般乾貨物船にあっては、単船側の貨物倉区域の構造にのみ一般乾貨物船に対する船体検査の要件が適用となる旨明記した。

改正条項

鋼船規則 B 編 1.1.12